

江東区立図書館指定管理者選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年12月江東区条例第30号）第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定するものとされています。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (5) その他区長等が必要と認める事項

これらに基づき、今回応募された申請については、次の項目を基準に審査を行います。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 図書館の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 図書館の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 図書館の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (5) 図書館の事業計画が区の方針を理解したものであること。
- (6) 図書館の事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること。